

～ 子育てのお悩みありませんか？ ～

子育て世代包括支援センター（保健センター）では、月1回育児の悩みやストレスの軽減を目的に岩見沢市にある光が丘子ども家庭支援センター相談員による育児相談を行っています。高校3年生までのお子さん・お孫さんが対象であり、相談中は保育士による託児も行っています。些細なお悩み事でも構いませんので、お気軽にご相談ください♪

- 【日 時】** 令和元年 8月20日（火）9時30分～12時30分
 令和元年 9月17日（火）13時～16時（乳幼児健診時）
 令和元年10月15日（火）9時30分～12時30分
 令和元年11月19日（火）13時～16時（乳幼児健診時）
 令和元年12月 4日（水）9時30分～12時30分
 ※心理職員による発達検査・相談も可能です。
 令和2年 1月21日（火）13時～16時（乳幼児健診時）
 令和2年 2月 4日（火）9時30分～12時30分
 令和2年 3月17日（火）13時～16時（乳幼児健診時）



- 【料 金】** 無料
【申込み】 子育て世代包括支援センター（保健センター）に電話等で1週間前を目安にお申し込みください。

～ 光が丘子ども家庭支援センター ～

子どもと家庭の問題や悩みについて、24時間・無料で相談を受け付けています。下記の様な悩みはありませんか？匿名での相談もでき、秘密は守られますので、お気軽にご利用ください。

【電話】：0126-22-4486 **【メール】**：kodomo@hikarigaoka.or.jp

※メールの回答には1週間程度かかることがありますので、お急ぎの場合は電話相談をご利用ください。

親の悩み

- ・子どもの夜泣きがひどい
- ・イライラして子どもを叩いてしまいそうになる
- ・子どもを育てていく自信が無い
- ・子どもがいじめにあっている
- ・子どもの癖が気になる など

子どもの悩み

- ・学校に行きたくない。行こうとすると体の調子が悪くなる
- ・なぜかわからないけど、イライラする
- ・自分の事を誰もわかってくれない
- ・友達と楽しく遊べない
- ・友達からいじめられている など



【問い合わせ先】

浦臼町 子育て世代包括支援センター（保健センター 子育て支援係）
 電 話：0125-69-2100

集団予防接種によりB型肝炎ウイルスに持続感染された方へ 一人でお悩みに無料個別相談会をご利用ください

B型肝炎訴訟

(給付金請求)について

無料個別相談会

を行います。

日程・会場	9/5 (木) たきかわ文化センター 第1会議室	完全予約制 ☎0120-013-621 (ご予約受付時間)平日9:00~18:00
対象者	昭和16年7月2日~ 昭和63年1月27日生まれ ※ご遺族の方も給付金請求できます	個別面談なので、他の方と顔を合わすことはありません。
給付金	50万円~3,600万円 ※病態に応じて給付金等の内容が異なります	弁護士費用 着手金・相談料 無料 成功報酬制 ※訴訟費用別送

弁護士法人 弁護士 齋藤亨「あいば こういち」東京弁護士会所属 登録番号35029 東京都新宿区四谷4-3 福屋ビル6-A【営業時間】平日 9:00~18:00

TEL 03-5363-6333 E-mail: info@precious-law.jp
 FAX 03-5363-6334 http://precious-law.jp

無料電話相談も
 同時受付中！お気軽にお電話下さい。

限りある水資源を大切に！節水にご協力をお願いします！

空知中部広域連合からのお知らせ

～ 65歳以上の皆さんへ ～

8月中旬に「令和元年度介護保険料決定のお知らせ」を送付いたします

介護保険制度は、国や道、市町村が負担する「公費」と、皆さんが納める「介護保険料」を財源として運営しています。

介護保険料の額は、皆さんが住み慣れたまちで、いつまでも安心して暮らせるように、介護保険サービスがどれくらい必要になるのかを見込んで介護保険事業計画を策定し、決定しています。また、今年度10月からの消費税引き上げにともない、第1～3段階の介護保険料額が見直されました。

介護保険料基準額：年額62,400円（月額5,200円）

段階	対象者	算定基準	年間保険料額
第1段階	・生活保護を受けている方 ・世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている方、または前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.375	23,400円
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円以下の方	基準額×0.625	39,000円
第3段階	・世帯全員が住民税非課税の方(第1、2段階以外の方)	基準額×0.725	45,240円
第4段階	・本人は住民税非課税だが、世帯の誰かに住民税が課税されていて、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.9	56,160円
第5段階	・本人は住民税非課税だが、世帯の誰かに住民税が課税されている方(第4段階以外の方)	基準額	62,400円
第6段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.2	74,880円
第7段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	基準額×1.3	81,120円
第8段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額×1.5	93,600円
第9段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の方	基準額×1.7	106,080円
第10段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上の方	基準額×1.8	112,320円

◎所得の申告をお忘れなく

空知中部広域連合では介護保険法に基づき、構成市町から皆さんの所得情報を得て、本人及び世帯員の市町村民税の課税状況と所得等を基に介護保険料を算定しています。所得が未申告ですと正しい介護保険料の算定ができません。未申告の方は、お住まいの市町村民税担当窓口で所得の申告をお願いします。

◎介護保険料の未納はありませんか

介護保険料の納め忘れがあると、未納期間に応じて、介護サービスを利用しようとするときに給付に制限を受けます。必ず納期限内に納めてください。

問い合わせ 空知中部広域連合事務局介護保険係（66-2152）

あなたの
悩みに

すべての相談の相談料が
無料になりました。

コタエを
出します

相談予約
ダイヤル

0125-22-8373

平日 10:00～16:00(12:00～13:00を除く)

札幌弁護士会 中空知法律相談センター

「広報うらうす」に広告を載せてみませんか?

広告主募集中

1号広告	縦4cm×横15cm	4,000円
2号広告	縦4cm×横7cm	2,000円

問い合わせ 役場総務課企画統計係

買物は町内商店で買しましょう!!